

燃料サーチャージ制の導入状況について

燃料サーチャージ制の導入実績に関する調査(平成20年7月 (社)全日本トラック協会)

- ・調査期間:平成20年6月9日～20年6月30日
- ・対象(回収)数:全国1,500事業者に配布し、737票を回収(回収率49.1%)

< 調査結果の概要 >

軽油価格の高騰に伴う荷主への価格転嫁(燃料サーチャージ制の導入を含む。)は着実に進行している。

荷主に価格転嫁できた(一部転嫁を含む。)事業者の割合:55.9%
(1月:40.3%、3月:43.4%、5月:44.3%)

燃料サーチャージ制に関する認知度は高い。

燃料サーチャージについて「知っており、理解している」 72.3%

燃料サーチャージ制の現時点における導入率は低い。

燃料サーチャージ制を導入 計12%

- ・燃料サーチャージを設定し、全ての荷主に導入 1.4%
- ・一部の荷主には燃料サーチャージ制を設定し、導入 10.6%

約3割の事業者において現在導入に向けた準備が進められている。

- ・燃料サーチャージを設定し、荷主に交渉中 18.6%
- ・サーチャージ額を計算中 10.7%

小規模事業者(保有車両台数20両以下)の多くでは取組みが進んでいない。

説明会に参加した 53.3% (20両以下の事業者 26.8%)

< 課題 >

軽油価格の上昇が急激すぎるため、燃料サーチャージ制を導入した場合の運賃上昇率も非常に大きくなり、荷主との交渉が当初以上に困難になっている。

燃料サーチャージ制の導入のためには荷主に加え、直接の価格交渉相手である系列の物流子会社の理解が必要である。

燃料サーチャージ制の提案に対し、荷主、物流子会社等が価格協議に応じず、一方的に他の運送業者に運送委託をするなど不適正な取引が顕在化している。

下請事業者による燃料サーチャージ制の導入を推進するためには、元請事業者等が率先して同制度を導入することが重要である。

燃料サーチャージ制導入促進に関する追加対策

荷主要請の強化

- ▶ 荷主団体を通じた協力要請の充実・強化(要請先の拡大、団体内の物流関連部会の活用等)
- ▶ トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議、荷主懇談会等を通じた協力要請
- ▶ 下請・荷主適正取引推進ガイドラインを活用した個別荷主への働きかけ 等

物流子会社等に対する協力要請

- ▶ 大手物流子会社等に対する文書による協力要請
- ▶ 事情聴取・調査を通じた個別物流子会社等に対する働きかけ 等

トラック運送業者に対する導入の働きかけの強化

- ▶ 事情聴取・調査を通じた個別元請事業者、特別積合せ事業者等に対する働きかけ
- ▶ 協会未加入事業者等に対する文書等による周知、導入の働きかけ 等

燃料サーチャージ制の導入に対する支援

- ▶ パートナーシップ会議等を活用して、モデルとなる取組みに対し支援

体制

- ▶ 本省、地方運輸局及び運輸支局等に設置された適正取引相談窓口(燃料サーチャージ制導入推進事務局)による情報整理・収集の強化
- ▶ 公正取引委員会地方事務所、下請かけこみ寺(下請法に関する相談等を実施する中小企業庁の委託機関(都道府県単位))等との連携
- ▶ 地方適正化実施機関による巡回指導の活用等地方トラック協会との連携強化